

令和6年度 第1回 佐久市国民健康保険運営協議会

議事録

日 時 令和6年8月27日(火) 午後1時30分～午後2時30分

場 所 佐久市役所 8階大会議室

出席者 委員 15名(欠席者5名) 事務局7名

1 開会(進行:事務局)

2 新任委員紹介(会議資料No.1)

3 会長の選出

(委員)事務局案をご提案いただきたい。

(事務局)会長に佐久市民生児童委員会選出の委員を、職務代理者に佐久市保健補導員会選出の委員を提案させていただきたい。

【満場一致により承認】

4 会長あいさつ

池田会長あいさつ

5 市民健康部あいさつ

武者部長あいさつ

6 事務局自己紹介(席次表)

口頭での自己紹介無し。席次表に代える。

7 議事録署名委員の指名(進行:会長)

8 会議事項

(1) 令和5年度 国民健康保険特別会計の状況について(会議資料No.2、No.3-1～3-6)

(事務局)

お手元でございます、会議資料の資料番号2の「佐久市国民健康保険協議会規則」でございますが、第2条、任務の規定をご覧ください。国保運営協議会は、市長の諮問(しもん)に応じ次の事項について審議答申するとされております。

- (1) 市長から協議会に諮問の事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める重要事項 となっております。

任期については、国民健康保険法施行令第4条委員の任期に、3年とすると定められております。

次に、資料番号3の1ページ、国保財政の基本的な枠組みについて、ご説明いたします。平成30年度の国保運営の都道府県単位化により、国保財政の枠組みが変更になっております。左下の市町村と記載されている赤い枠をご覧ください、市町村の会計は、一般会計と、国保特別会計に分かれております。市が保険者となる、国民健康保険事業は、事業に係る歳入歳出を、一般会計と区別いたしまして、独立性の原則に基づき国保特別会計を設置し運営しております。中央、下段の紫色の被保険者とありますが、皆様から納めていただいた保険料、佐久市では、国保税となりますけれども、この国保税と、市町村の一般会計からの、保険基盤安定繰入金などと、合わせまして、黄色い色の枠でございますが、都道府県の国保特別会計へ納付金として納付する仕組みでございます。なお、一般会計からの保険基盤安定繰入金とは、国保税の算定にあたり、所得金額が一定以下の世帯について、均等割、平等割が軽減されます。その軽減の相当額を市町村の一般会計から繰り入れることにより、被保険者の国保税負担の緩和及び国保の財政基盤の安定化を図っております。次に、表の中ほどの青色の枠になりますが、都道府県の国保特別会計から、市町村の国保特別会計へ、保険給付費等交付金(特別給付分)とございますが、保険者努力支援相当分などが市町村に交付されます。この保険者努力支援とは、特定健康診査の受診率や国保税の収納率などの取組みに対して交付されるものでございます。次に、医療費について、被保険者が医療機関へ受診し、自己負担分は、2～3割となりますが、残りの7～8割が保険者としての医療費の支払になります。右側の中段にあります、点線で囲われております、支払の簡素化とありますが、都道府県の国保特別会計から、直接、国保連合へ支払われ、その後各医療機関へ支払うという流れになっております。以上が、国保財政の枠組みの説明になります。

次に、資料番号3の2ページの「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」をご覧ください。平成30年度の国保運営の都道府県単位化による、長野県におけ

る国保運営の動きについて、説明いたします。長野県では、被保険者の負担の平準化を図るため、保険料水準等の統一に向けたロードマップを作成しております。表の中央にあります、令和3年から令和9年の改革案の下段に、コンセプトがありますが、黒い②に、ありますとおり、令和9年までは、「目指す姿1～3」のいずれにもいけるように、しております。保険料については、令和9年までに資産割の廃止や均等割や平等割の統一などの方針が出ております。目指す姿は、表の右側にありますとおり、1の完全統一から3の標準保険料率の採用となっております。このロードマップに基づきまして、運営協議会に答申をいただき、令和5年度より、資産割を廃止としております。今後、佐久市においても、保険料の統一に向けた取組をすすめてまいります。以上が国保運営について説明になります。

次に、資料3の3ページをお願いします。「令和5年度 国民健康保険特別会計（事業勘定）決算等の概要について」説明させていただきます。1の歳入歳出決算額の方でございまして、令和5年度決算の欄をご覧ください。歳入歳出の、差引額は9,795万6千円、実質収支は1,761万9千円の黒字でございました。実質収支につきましては、8年連続のプラスでございまして、次に、2の歳入決算額の方でございまして、歳入の令和5年度決算（B）と令和4年度決算（C）との比較（B-C）で増減額が大きい部分について説明致します。表の下の歳入の概要により説明致します。

（1）の国民健康保険税は、前年度比較6,590万2千円の減、率で3.5%の減でございました。減額の理由は、被保険者数の前年比688人の減と減少したこと、資産割の廃止によるものと考えております。税率につきましては、令和5年度は、資産割を廃止し、所得割率などは、令和4年度と、同率でございまして、収納率につきましては、全体で86.09%、前年より、0.11ポイントの増、現年課税分は、94.73%で、前年より、0.18ポイントの減でございました。調定額が減少しましたが、収納率は昨年並みを確認することができました。一人当たりの課税状況は、現年度分の一人当たり調定額では、前年比148円の増、収入額は前年比30円の減でございまして、（3）国庫支出金は、49万7千円の減、率で50.7%の減となりました。これは、マイナンバーカードと保険証の紐づけを行う会計年度任用職員の費用が国の補助金要綱の変更に伴い対象となくなったことによるものです。（4）県支出金は、6,567万円の増、率で0.9%の増となりました。普通交付金は、保険給付費の増に伴う7,532万8千円余の増となりました。（9）その他の収入の主なものは、保険給付費の清算による返還金で、令和5年2月診療分の療養給付費を概算払いしていただきましたことによる国保連合会からの清算に伴う返還金が減少したことにより、減額となっております。次に3歳出決算額の方でございまして、表の下の歳出の概要をごらんください。（2）保険給付費

は、7,195万8千円の増、率で1.0%の増でございます。増加の主な要因は、「呼吸器系疾患」が増加したことや医療技術の進歩などの影響と考えております。(3)国民健康保険事業納付金は、前年比34万9千円の増、となりました。市町村別の納付金額は、県全体の納付金総額を、各市町村の被保険者数、世帯数、所得額に応じて按分した額に、医療費水準を反映させて納付金額を算出しております。(5)基金積立金は、6,580万8千円の減でございます。年度末残高は、12億8,187万1千円でございます。基金の残高は、19市中トップの状況です。2番目は長野市で、3番目は上田市です。昨年度、上田市がトップでしたが、基金の取り崩しのため減額となっております。1人当たりと世帯当たりの基金保有高は、駒ヶ根市に次いで、2番目となります。償還金は、歳入でも説明いたしましたが、令和5年2月診療分の療養給付費を概算払いしていただきましたことによる、国保連合会からの清算に伴う返還金につきまして、普通交付金として既に国保会計で、受領しておりますことから、県へ返還を行うものなどがあります。

次に、4令和6年度国保税率改定による増税額について、令和6年度は、国保税の課税限度額が、後期高齢者支援金分が、22万円から24万円に増額となりました。

次に、資料3の4ページ国保の状況について、説明いたします。1の被保険者数の推移は、年々減少傾向であり、これは、団塊世代が後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大によるものであります。団塊の世代の移行は、令和7年度まで続くものと思われま。また、社会保険の適用拡大は、令和6年10月からは、従業員数50人超えの企業に拡大となる予定です。次に、2の医療費の推移でございますが、令和4年度比べ、金額で、2,091万円余の増、率で、0.3%の増加でございます。増加の要因として、医療技術の進歩や令和5年度は、「呼吸器系疾患」が増加したことなどによるものと考えております。また、医療技術の進歩による医療費の増加要因は、高額な医薬品や医療機器が次々に開発され普及することにより医療費を押し上げること、また、従来は治療の対象とならなかった高齢者やハイリスク患者さんにも安全に治療が可能となり、治療対象が拡大していることが要因とされております。次に、3の1人当たり医療費の推移では、19市平均を上回っております。19市中、1人当たり単価では、上田市、大町市に次ぐ、高額順で、3番目であり、前年度からの伸び率では、19市中、高い方から11番目(4.44%)でございます。4は、1人当たり保険給付額の世代別の推移でございます。70歳以上の保険給付額が、前年度比で、3,138円の減額、前期高齢者は、13,296円の増加となっております。世代別で伸びたのは、未就学児になり、前年度比金額で、31,926円の増加、率で18.1%の増加でございます。

次に資料3の5ページになります。5の国保税の推移は、決算で説明させていただきましたので、省略させていただきます。次の6の、国保税の納税額と保険給付額の比較となります。前年度比で、納税額は、39円減少し、保険給付額は、14,146円の増加となっております。差は、27万201円であります。前年度より、14,185円差が、広がっております。

次の7は、県へ納める納付金の推移となります。退職者分は除いてあります。令和5年度は、前年度と比べ額で、59万2千円の増、率で、0.03%の増でございました。次の8は、基金の保有状況になります。基金の残高は、先ほど説明させていただいたので省略いたします。

次に、資料3の6ページをお願いします。次の9の、特定健診の受診率ですが、速報値には、なりますが、43.5%となっております。確定は、10月ごろになります。

次の10は、ジェネリック医薬品の使用率は、86.3%でございました。内訳は、院外が、88.2%、院内は、73.6%であります。なお、全国の数値は、令和5年度で80.2%でございました。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただ今、(1)について、事務局より説明をいただきましたが、委員さん方からの質疑をお伺いしたいと思います。ご質問がある方は、マイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

(委員)

6ページの9ですが、特定健診の受診率っていうのが、佐久市については下がっているのかなと思うのですが、これは以前にも質問したのですが、人間ドックを受けた方をぬいているので数字が小さくなっているのでしょうか。

(事務局)

特定健診の集計につきましては、集団検診ですとか、例えば地域の公民館での集団検診また、各医療機関で行う個別検診、そういったものも含まれておりますし、当然人間ドックの検診についてもこの中に集計で含まれております。そういうものを全部合わせまして、今のこの数字の状況ということになっております。

(委員)

受診率を上げるように取り組んでいると思うのですが、下がっていますよね。佐久市は医療が進んでいる地域かなと思っているのですが。

(事務局)

そうですね。受診率は一時期上がったのですが、今下がっている状況です。これを私どももなんとか上げていきたいというところで、広報ですとか医療機関等をお願いをして、取り組んでいるところではあるのですが、やはりアンケート等でお聞きする中では、忙しいからや今は健康でこれで特に悪いところはないから検診は受けないとか、というようなところも理由の中で、受診率が伸びないような状況ではあるのですが、何とかこれを伸ばしていこうということで令和2年からは、受診率が無料化ということで通常1万円ぐらいかかる検診も無料で受けられるというところで、そういうところをPRしながら、何とかこの受診率を上げたいというところできている状況でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかに質問あるかたは挙手をお願いいたします。

(委員)

後期高齢者医療制度が平成20年から始まったとおもうのですが、どういった意図があつてつけたのでしょうか。資料関係ないかもしれませんが、わかったら教えてください。

(事務局)

おっしゃる通り平成20年に後期高齢者の医療制度ができて、それまでのところから独立をしてきたというところで、そこまでは私も承知をしておるところですが経過的なところについては後日文書等で、回答させていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

他にご質問等ありましたら、ご意見でも結構です。ご質問などないようでございますので、続きまして「(2) 令和6年12月2日保険証廃止に伴う資格確認書等の発行について」事務局より説明をお願いします。

(2) 令和6年12月2日保険証廃止に伴う資格確認書等の発行について(会議資料No.4)

(事務局)

資料4をご覧ください。12月2日以降の保険証の廃止後の、医療機関への受診などについて説明いたします。1項目めとして、現行の保険証でございますが、経過措置により、令和7年7月31日まで、使用することができます。令和7年8月から、切り替わることになります。2項目めとして、12月2日以降の資格確認書等についてでございますが、①、②は、マイナンバーカードをお持ちでない方、又は、持っけていても、紐づけをされていない方へは、資格確認書を交付します。③は、マイナ保険証をお使いの方に、「資格情報のお知らせ」を発行します。これは、オンライン資格確認システムに対応していない医療機関や機器の故障などに対応するために発行するもので、資料の中央に資格情報のお知らせイメージがございますが、その表の右下に点線で囲んだ部分を切り取り、マイナンバーカードと一緒に提示することで、受診ができます。なお、12月2日以降に、現行の保険証を紛失等された方又、新たに国保に加入された方は、現行の保険証を発行することができなくなりますので、資格確認書又は、マイナ保険証で受診となります。資料の中央には、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」のイメージを載せてあります。3項目めは、マイナンバーカードと保険証の紐づけになりますが、紐づけできるのは、①から③となり、このほか、市役所本庁の国保医療課の窓口で、紐づけをおこなっております。国保に限らず、後期高齢者の保険証の紐づけも行っております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。(2)について、説明をいただきましたが、委員さん方から何かご質問などありますでしょうか。この12月から国民全員が経験することですので、またなにかご質問があれば、担当にお聞き願えればと思います。12月からマイナ保険証が始まり、いろんなテーマが出てくるかと思いますが、ぜひ皆様ご協力し合って進めてもらいたいと思います。不明点等ありましたらぜひ国保医療課に質問等をお聞きください。

ご質問などないようでございますので、続きまして「(3) 今後の主な制度改正について」事務局より説明をお願いします。

(3) 今後の主な制度改正について(会議資料No.5)

(事務局)

資料5をご覧ください。今後の主な制度改正についてでございますが、1項目として、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設され、保険者は、支援納付金を納付する義務を負うこととなります。このことから、令和7年度には、税率の見直しが必要となります。次に、2項目の、長野県国保運営方針ですが、2の(1)保険料水準の統一で、令和9年度までに、二次医療圏(北佐久、南佐久の市町村)の医療費指数を統一し、令和10年度以降、令和12年度までに医療指数を反映しない「納付金ベース」の統一を進めるとしております。また、(2)の完全統一に向けた検討の下から2行目にありますとおり、令和12年度の統一目標を納付金ベースの統一から完全統一への見直しを検討しております。完全統一とは、県内市町村がすべて同じ税率となることを言います。次に、3項目は、本年度は、2年に一度の税率見直しの年となります、来年1月ごろ、令和7年、8年の2年間の、税率について、運営協議会を開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。(3)について、説明をいただきましたが、委員さん方から何かご質問などありますでしょうか。

ご質問などが無いようございますので、(3)については、以上で終わらせていただきます。続きまして9番「その他」について、事務局より説明をお願いします。

9 その他

国保運営協議会委員研修会のご案内について説明

10 閉会